個人情報保護委員会（第１６７回）議事概要

１　日時：令和３年３月３日（水）１４：３０～１５：１５
２　場所：個人情報保護委員会　委員会室
３　出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、
加藤委員、藤原委員、梶田委員、髙村委員
福浦事務局長、佐脇審議官、三原事務局次長、
赤阪参事官、片岡参事官、濵口参事官、松本参事官
４　議事の概要
（１）議題１：令和２年改正個人情報保護法　政令・規則案の意見募集結果について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

中村委員から「今回の意見募集では63の団体や個人から延べ556件と大変多くの御意見を頂き、感謝申し上げたい。

今後のガイドライン作りに際して参考になる御意見も少なからず見受けられたように思ったが、意見募集の対象である令和２年改正個人情報保護法政令・規則案に対して、見直さなければならないような御意見はなかったと認識している。

御意見は多方面の方々から頂いたが、中でも実務家の方々からの御意見が多く、企業実務の観点からの関心が高かったと認識している。委員会としては、企業からの関心の高さに応えるべく、事業者に対しても適切に新たな制度を周知・広報すると同時に、事業者における個人情報等の取扱いの実態や技術の進展等に応じて、法令等の不断の見直しを行っていく必要があると考える」旨の発言があった。

藤原委員から「パブリックコメントの結果をみると、ガイドライン等において、具体的な考え方や例を示してほしいという御意見が全般的に多かったと思う。中村委員御指摘のように、実務的な観点からの意見が多かったと思う。そこで、まず第一に、委員会としても様々な実態も踏まえ、ガイドライン等で考え方や具体例等をできるだけ分かりやすく示していくことについて、検討を行っていくことが必要であると考える。

第二に、ガイドライン等に詳細な解釈や運用基準の役割を求められているが、ガイドライン等は飽くまで考え方、一般論であり、個別具体的な事案の全てについて記載することはできない、ということを事業者も委員会も留意すべきではないかと思う」旨の発言があった。

大島委員から「意見のまとめを拝見すると、漏えい等報告に関する意見が最も多かった。ガイドライン等で考え方や事例を示していくことはもちろ

んだが、事業者からの関心が非常に高いこともあり、実務も踏まえた分かりやすい周知が重要であると思う。今後、一層、積極的に委員会として取り組んでいく必要があると思う。また、沢山の御意見を頂き感謝申し上げたい」旨の発言があった。

小川委員から「個人関連情報の同意の取得について、その方法等に関する御意見が多数、寄せられている。同意の取得の態様や方法については、委員会でも一度議論を行っているが、引き続き、事業者の実態等を踏まえて、検討していく必要があると思う」旨の発言があった。

丹野委員長から「今回の意見募集については、非常に多くの方々から、様々な御意見を頂いた。改めて、幅広い主体からの個人情報保護法に対する関心の高さを実感するとともに、貴重な御意見を寄せて頂いた皆様に深く感謝を申し上げたい。本案は個人情報保護法の趣旨や国会審議の内容、これまでの委員会における各委員の意見等を踏まえ、法の目的である個人情報の保護と利活用のバランスの取れたものとなっていると思う。引き続き、ガイドライン等の検討作業を加速させていきたい」旨の発言があった。

原案のとおり了承され、閣議請議及び官報掲載等の手続を進めていくこととなった。

（２）議題２：「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案」について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

原案のとおり了承され、閣議請議及び官報掲載等の手続を進めていくこととなった。

（３）議題３：令和２年改正番号法　規則案の意見募集結果について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

丹野委員長から「マイナンバーの規則改正においても、先ほどの個人情報保護法の施行令・規則と同様に、貴重な御意見を寄せていただいた皆様に感謝を申し上げたい。その上で、事務局には引き続き、ガイドライン等の検討作業を進め、周知についても積極的に行っていただきたい」旨の発言があった。

原案のとおり決定され、官報掲載等の手続を進めることとなった。

（４）議題４：独自利用事務の情報連携に係る届出について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

独自利用事務の情報連携に係る届出について原案のとおり了承され、総

務大臣に通知することとなった。

（５）議題５：監視監督について
※内容については非公表。

以上